

# 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 の一部を改正する省令の概要

## 1. 制度概要

地方公共団体金融機構は、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）第 38 条第 1 項に基づき、地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の借換えによって収益が生じたときは、その収益の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した金額を金利変動準備金として積み立てることとしている。

## 2. 改正内容

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号）第 34 条第 1 項第 2 号に規定する金利変動準備金として積み立てる金額の算定にあたり用いる割合を 125/1000 から 100/1000 に変更するもの。

## 2. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 3 年 1 月 29 日

施行：令和 3 年 4 月 1 日